

職業実践専門課程の認定を証明する書類の発行について（案）

希望する学校を対象に、職業実践専門課程の認定を受けていることを証明する書類を発行する。

現状と課題

- 現在、職業実践専門課程に認定されている学科であることを公的に証明するものは、認定時の告示の官報掲載のみ。官報以外では、文部科学省ホームページ上に掲載している「認定学科一覧」により確認が可能な他、認定学科を有する各学校のホームページ上で広報している。
- 一方、認定学科を有する専門学校からは、認定を受けていることを対外的に証明しにくいとの声の他、職業実践専門課程制度については、企業や高等学校等の現場への周知や認知度向上が課題となっており、昨年度開催された振興策の検討会議においても、一層の周知方策を検討する必要があるとの提言を受けている。

【参考】「これからの専修学校教育の振興のあり方について」（報告）（抜粋）
職業実践専門課程については、特に企業や高校現場への周知・認知度向上が指摘されている。この点、文部科学省においては、職業実践専門課程の認定状況や広報用資料などをホームページに掲載するとともに、実態調査等によりこれまで明らかになった効果等を企業・高等学校・専門学校の対象別に整理した周知資料、さらには、分野毎の取組をまとめた事例集の発行なども進めているが、職業実践専門課程の対象範囲等の基本的な内容や学ぶ側にとってのメリットの可視化を含め、一層の効果的・効率的な周知方策を検討する必要がある。

証明証発行の仕組み（検討中）

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項」を改正し、以下について新たに規定する。

- 証明証は、毎年度一定の時期に、学校の申請に基づき、担当局長名で発行すること。
- ※初回の発行希望受付は平成29年度新規認定終了後を想定。

想定される活用法

- 認定学科を有する学校が、企業等との連携や学生募集等において証明証を活用することで、制度の周知が促進される。